

「広ショッピングセンター」変更届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名 称 広ショッピングセンター
 所在地 呉市広本町二丁目17番1号

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

① 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

| 駐車場 No | 位 置 | 収容台数 |
|--------|---------------------|------|
| 1 | 建物敷地立体駐車場 (別添図面3参照) | 91台 |
| 2 | 建物敷地屋上駐車場 (別添図面3参照) | 116台 |
| 3 | 別敷地平面駐車場 (別添図面2参照) | 169台 |
| | 合 計 | 376台 |

(変更後)

| 駐車場 No | 位 置 | 収容台数 |
|--------|---------------------|-------|
| 1 | 建物敷地立体駐車場 (別添図面3参照) | 91台 |
| 2 | 建物敷地屋上駐車場 (別添図面3参照) | 116台 |
| 3 | 別敷地平面駐車場 (別添図面2参照) | 169台 |
| | 合 計 | 376台※ |

※駐車場整備台数376台の内226台を来客用の届出台数とする。

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

| 駐車場 No | 駐車可能時間帯 | 備 考 |
|--------|---------------------|-----|
| 1 | 午前6時30分から午後11時30分まで | - |
| 2 | 午前6時30分から午後11時30分まで | - |
| 3 | 午前8時30分から午後9時30分まで | ※ |

※但し、盆と正月の5日間は午前7時30分開場

(変更後)

| 駐車場 No | 駐車可能時間帯 | 備 考 |
|--------|---------------------|-----|
| 1 | 午前6時30分から午後11時30分まで | - |
| 2 | 午前6時30分から午後11時30分まで | - |
| 3 | 午前8時30分から午後10時00分まで | ※ |

※但し、盆と正月の5日間は午前7時30分開場

3 変更する年月日

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

① 駐車場の位置及び収容台数

平成27年12月3日

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 来客が駐車場を利用することができる時間帯

平成27年4月3日

4 説明会掲示適用申出書（呉市大規模小売店舗立地法運用に係る事務処理要綱第12条第1項）

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

① 駐車場の位置及び収容台数

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

5 変更の年月日

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

① 駐車場の位置及び収容台数

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 来客が駐車場を利用することができる時間帯

6 変更する理由

- ・現実の利用実態に即した適正な駐車規模とするため
- ・買い物客のニーズに対応した駐車場利用時間帯とするため

7 届出年月日

平成27年4月2日

8 届出の縦覧場所

呉市産業部商工振興課（呉市中央六丁目2番9号）

9 届出を縦覧することができる期間及び時間帯

- (1) 期間 本日から平成27年8月7日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

- (2) 時間帯 午前9時から正午まで及び午後1時から5時まで

10 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に市に対し、次のとおり意見を提出することができます。

(1) 提出期限

平成27年8月7日

(2) 提出先

呉市産業部商工振興課